

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人(うち職場での受動喫煙は7,792人)が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：令和元年11月25日月曜 13時30分から16時30分(12時50分より受付)

場所：コラボしが21(京阪石場駅 徒歩3分、JR膳所 徒歩15分)(駐車場 無し)

- 内容：① 受動喫煙による健康への有害性
② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
(安衛法改正の内容含む。滋賀労働局健康安全課)
④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します。)

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りください。ファックスでも結構です。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 滋賀支部

支部のファックス番号 0749-26-6325

支部のメールアドレス htateishi@hera.eonet.ne.jp

申込期限： 11月15日 100名になった時点で締め切ります。

参加費： 無料(テキスト等も無料)

問合せ先： 0749-26-6325 滋賀支部

以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会 出席申込

ファックス番号 0749-26-6325

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 滋賀支部

11月25日の説明会に出席します。(複数名ご参加の場合は代表者名と参加人数をお願いします。)

ご所属： _____

お名前： _____ 合計参加者数 (_____ 名)

ご連絡先：電話番号： _____